

所得税の確定申告・市県民税の申告

問合せ先 税務課 ☎42-8712
社税務署 ☎0795-42-0223

■平成 27 年分所得税等の確定申告・平成 28 年度市県民税申告の相談日程など

区分	期間	時間	場所・問合せ先	備考
市の職員による申告相談	2月16日(火)～3月15日(火)の平日	9:00～16:00 ※3月2日と9日の水曜日は受付時間を19時まで延長します。	市民会館コミュニティセンター3階小ホール ☎43-3020	対象者 ／①給与所得者と公的年金等受給者 ②上記①以外の所得が300万円未満の白色申告者(事業所得等の収入が約1,000万円未満の方) ※2月16日～3月8日は、税務署職員が相談に加わります(9:30～16:00)
税理士による無料申告相談	2月24日(水)、25日(木)、26日(金)	9:30～12:00 13:00～16:00	市民会館コミュニティセンター3階談話室 ☎0795-42-0223	所得税等(譲渡所得を除く)と消費税の申告相談です。贈与税と相続税の相談はしていません。
社税務署による申告相談	2月16日(火)～3月15日(火)の平日	9:00～17:00	社税務署(加東市社51-3)個人課税部門 ☎0795-42-0223	土曜日・日曜日の申告相談は実施していません。

【申告に持っていくもの】

- 所得税または市県民税の申告書(用紙が送付された方) ○源泉徴収票(給与所得、年金所得がある方)
 - 配当所得の支払通知書等(上場株式等の配当等に係る配当所得を申告する方) ○所得の計算に必要な帳簿書類
 - 生命保険料、地震保険料等の支払証明書やその他領収書(医療費控除を受けるには医療費の領収書が必要)
 - 国民年金保険料の控除証明書または領収書 ○所得税のお知らせハガキや通知書(送付のあった方) ○印鑑
- ※新たに振替納税を希望される方は、金融機関名・預金の種類・口座番号・通帳届出印を準備してください。

■所得税の申告について

次の所得がある方は確定申告が必要な場合があります。

- ・自営業、農業などの収入(営業所得、農業所得)
- ・農地や空き地を駐車場に貸したときの収入、アパートや貸間の収入(不動産所得)
- ・土地や建物などを売った収入(譲渡所得)
- ・生命保険契約等の満期保険金等(一時所得)

【サラリーマンの確定申告】

- ・給与を1カ所から受けて年末調整が済んでいる方で、給与所得や退職所得以外の合計所得が20万円を超える場合(20万円以下の場合でも市県民税の申告は必要)
 - ・平成27年中の給与収入金額が2,000万円を超える場合
- ※源泉徴収をされている方で医療費控除、住宅借入金等特別控除などの申告をされると、所得税が還付される場合があります。



【農業所得の申告】

農業所得の収入と支出の内訳については、出荷伝票、振込通知、領収書や購入証明書など収入金額や支出金額の分かるもの、帳簿を基に、事前に項目ごとに分類・集計し、収支内訳書を作成してください。

【土地や建物の譲渡、青色申告者などの申告】

土地や建物、株式等を譲渡した所得のある方、青色申告の方、繰越損失のある方、雑損控除のある方は、**社税務署で申告してください。**

【e-Taxで確定申告ができます】

- 自宅のパソコンからインターネットを利用して電子申告(e-Tax)をすることができます。詳しくはe-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。
- ・申告期間中は土・日曜日も含め24時間提出が可能。
 - ・医療費の領収書や源泉徴収票などの提出等を省略。

■市県民税の申告について

平成 28 年 1 月 1 日現在、市内に住所があり前年中に所得があった方（確定申告をする方、サラリーマン等で確定申告の必要がない方を除く）は市県民税の申告が必要です。特に、国民健康保険に加入の方は、所得によって保険税が軽減される場合がありますので、申告をしてください。なお、公的年金等の収入の合計金額が 400 万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が

20 万円以下の場合、所得税等の確定申告書の提出は不要ですが、市県民税の申告は必要です。

また、公的年金等の収入金額が 400 万円以下の人でも医療費控除や生命保険料控除などがある場合は、市県民税の申告をしないと、それらの控除が計算されずに平成 28 年度の市県民税が計算されることとなりますので注意してください。

■改正事項

【ふるさと納税ワンストップ特例制度(手続きの簡素化)】

ワンストップ特例対象者に該当する場合は、確定申告を行わなくても寄附金税額控除等を受けられるようになりました。制度の適用を受ける場合は、個人住民税額から税額が控除されます。

対象者／①～③の全てに該当し、ふるさと納税をした自治体に「寄附金税額控除等に係る申告特例申請」を提出された方

①ふるさと納税の寄附金税額控除等を受ける目的以外で申告をする必要がない方（申告の必要のある自営業者、医療控除などの各種所得控除や住宅ローン控除の申告をする方は対象外）

②平成 27 年中にふるさと納税をした自治体数が 5 団体以下（同じ自治体に複数回寄附しても 1 団体として計算）

③平成 27 年 1 月 1 日から 3 月 31 日の間にふるさと納税をしていない方

※「寄附金税額控除等に係る申告特例申請」をされた方で、①～③に該当しない項目があった場合は、「寄附金受領証明書」を添付のうえ改めて確定申告が必要となります。

【ふるさと納税の特例控除限度額引き上げ(控除額拡充)】

ふるさと納税に係る寄附金税額控除について、特例控除額の上限が個人住民税の所得割額の 10% から 20% に拡充されました。

【住宅ローン減税制度の適用期限の延長】

住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）については、居住年月日の適用期限が平成 29 年 12 月 31 日から 31 年 6 月 30 日までに延長されました。

■介護保険に係る要介護認定者のおむつ代の医療費控除・障害者控除

【要介護認定者の「おむつ代」の医療費控除】

介護保険法に基づく要介護認定を受けた方の「おむつ代」は、医師の発行する「おむつ使用証明書」があれば医療費控除の対象になります。2 年目以降は、「主治医の意見書」の内容を市が確認し、おむつの使用を証明できる場合は、「おむつ使用証明書」に代わる確認書を発行します。

※詳しくは長寿介護課（☎ 42-8788）にお問い合わせください。

【要介護認定者に係る「障害者控除認定」】

平成 27 年 12 月 31 日現在、要介護認定を受けた方で、「主治医の意見書」により寝たきり状態や重度の認知症状態等が 6 カ月以上継続していることが確認できる場合は、申請により市が「障害者控除対象者認定書」を発行します。

確定申告が不要とされている「上場株式等の配当」「源泉徴収選択口座の上場株式の譲渡所得」を確定申告した場合の注意事項

- ・配偶者控除や扶養控除などの判定をする上で、合計所得金額に算入されるため、扶養控除が受けられなくなる場合があります。
- ・国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の金額を計算する所得に算入されるため、課税（料）額が上がる場合があります。

